資料４－１

規制の見直し周期設定に係るこれまでの経緯について

（1）規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

規制改革に関する第２次答申（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議決定）を踏まえ、規制のうち、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。）のうち、「見直し条項」がないものについて、「見直し周期」を設定し、その周期を最長 5 年とすることを決定。

また、規制所管府省が「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）」に基づき設定した規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が 5 年を超えるものを含め必要に応じて再設定することを決定。

（2）第 43 回規制改革会議（平成 27 年 3 月 25 日）

平成 27 年度に見直し時期が到来する本省庁課長クラス以下の通知・通達等について、規制改革会議に提出された規制シートが 4 件だけであったことを踏まえ、平成 27 年度及び平成 28 年度の法令等のレベルごとの見直し対象を事務局において調査することとなった。

（3）第 45 回規制改革会議（平成 27 年 5 月 18 日）

事務局から、平成 27 年度及び平成 28 年度の法令等のレベルごとの見直し対象について調査した結果を規制改革会議に報告。

当該結果及び規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に見直し期限の設定に係る作業スケジュールが明記されていないことを踏まえ、

- 規制に関わる法令等における「見直し周期」の設定状況について、平成 27 年 6 月末までに、事務局に報告するよう規制所管府省に求めること
- 規制の見直し期限の設定について、平成 27 年末までに、規制所管府省において、平成 18 年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表することを会議として決定。

（4）規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

規制の見直し期限については、平成 26 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、平成 27 年末までに、平成 18 年決定に基づき設定された規制に関わる「法律ごとの見直し年度・周期」に必要な修正を行った上で、規制所管府省のホームページ等において公表することを決定。（規制改革に関する第３次答申（平成 27 年 6 月 16 日規制改革会議決定）においても同様の記述。）